

大船渡駅周辺地区の景観づくり・建築物などのデザインに関する市との事前協議制度について

▷問い合わせ先＝大船渡駅周辺整備室(☎内線348・349)

市では、大船渡駅周辺地区において、地区で暮らす皆さんと協議しながら景観づくりを進めるため、大船渡駅周辺地区地区計画に基づき、建築物などのデザインに関する市との事前協議制度を設けました。一定の要件に該当する建築物などを建築(新築、増築、改築、移転など)する際には、市と事前協議を行っていただくようお願いします。

また、建築物などのデザインにおいて工夫いただきたい基準をまとめた「大船渡駅周辺地区景観づくりガイドライン」を作成しましたので、事前協議の対象とならない建築物なども含めて、ぜひご活用いただきますようお願いします。

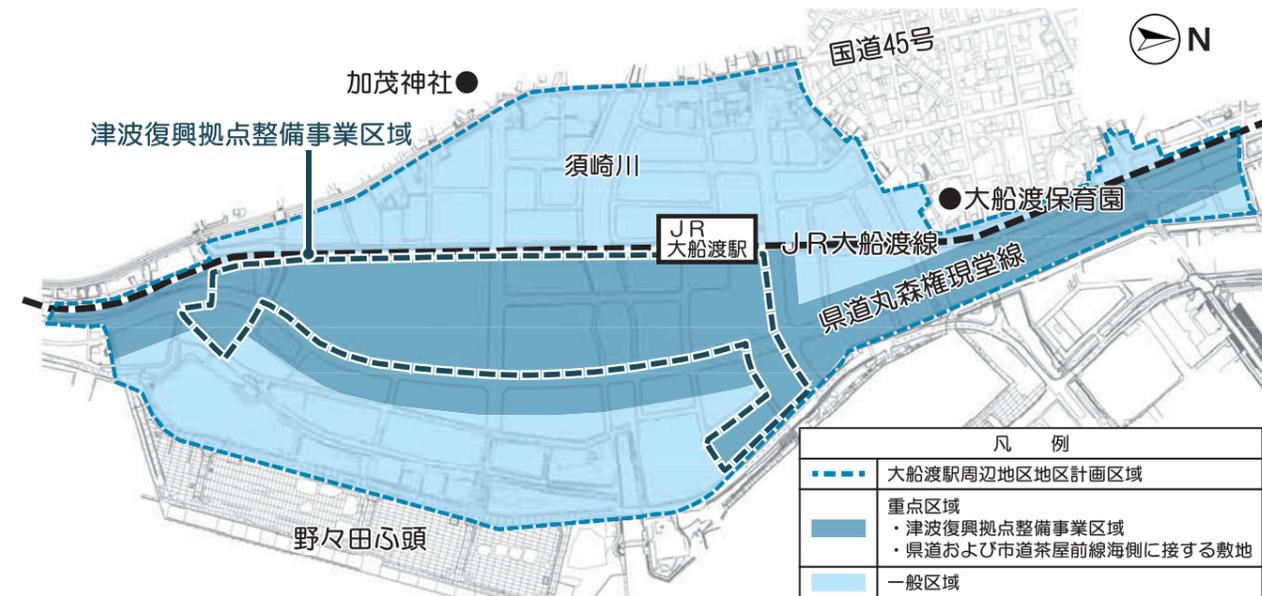
▷対象となる区域＝大船渡駅周辺地区地区計画の区域(下図のとおり)

▷対象となる建築物など＝下表のとおり

▷必要書類など＝大船渡駅周辺地区景観づくりガイドライン、手続きに必要な書類、要領などは、市のホームページからダウンロードできます。詳しくは大船渡駅周辺整備室までお問い合わせください。



■対象となる区域



■対象となる建築物など

建築物などを建築する敷地	事前協議の対象					
	建築物(※1)			工作物(※1)		屋外広告物(※2)
	高さ10m超	建築面積1,000㎡超	その他	高さ10m超	その他	
■重点区域 ・津波復興拠点整備事業区域内の敷地 ・県道丸森権現堂線沿いの敷地 ・市道茶屋前線沿いの敷地(JR大船渡線より海側)	○	○	○	○	○	○
■一般区域 ・重点区域以外の区域	○	○	×	○	×	○

※1 建築基準法に基づく建築確認または計画通知が必要となる建築物または工作物

※2 岩手県屋外広告物条例に基づく許可が必要となる屋外広告物

(15) 広報大船渡 29.12.5(No.1116)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

～防災集団移転促進事業～被災した住宅用地の買い取り申し出はお済みですか？

▷提出先/問い合わせ先＝復興政策課管理係(☎内線339・351)

市では、災害危険区域内において被災した住宅用地について、一定の条件を満たすものに限り買い取りを行っています。

12月28日(木)が買取申出書の提出期限となっていますので、買い取りを希望する人はお早めに提出をお願いします。

なお、期限までに申出書を提出した場合でも、買い取り(契約)期限の平成30年3月30日(金)までに条件を満たさない土地については買い取りできませんので、ご注意ください。

▷買い取り(契約)の条件

- ・大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例に定める災害危険区域の第1種区域内の宅地で、震災発生時に現に住宅の用に供していた土地
- ・防災集団移転促進事業に参加する人が、震災発生時に現に住宅の用に供していた土地

- ・大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例に定める災害危険区域内の宅地で、災害公営住宅の入居者が、震災発生時に現に住宅の用に供していた土地
- ・相続が発生している場合は、相続に係る所有権移転登記が完了していること。もしくは、遺産分割協議が整っていること
- ・抵当権などの設定がある場合は、抵当権などの解除について、金融機関などとの協議が整っていること

■被災跡地の買い取りパターン

区 域	移転跡地の買い取り対象		
	集団移転 災害公営住宅	自力再建	
第1種区域	買い取りできる	買い取りできる	
第2種区域		A	買い取りできない
		B C	

住宅再建相談会・「住まいの復興給付金」申請相談会

▷住宅再建相談会に関する問い合わせ先＝住宅金融支援機構お客さまコールセンター(☎0120-086-353)

▷「住まいの復興給付金」申請相談会に関する問い合わせ先＝住まいの復興給付金事務局(☎0120-250-460)

12月16日(土)、大船渡市役所本庁を会場に、住宅再建相談会と「住まいの復興給付金」申請相談会を開催します。

■住宅再建相談会

東日本大震災で被災し、住宅再建を考えている人や再建についての情報を知りたい人のための相談会です。

住宅再建支援制度の説明や、住宅建築に関する情報提供、資金計画などの相談に、弁護士、建築や金融の専門家、ファイナンシャルプランナー、県・市の担当者が対応します。

■「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引き上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜き100万円以上)した場合に、消費税増税分相当の給付が受けられる制度です。

申請対象となりうるかや申請書の書き方、申請

に必要な書類、作成した申請書の事前確認などの相談や質問に、相談員が直接お答えします。

■相談会開催日程 ※受け付けは15:30まで

期日	時間	内容	会場
12月16日(土)	10:00~12:00	個別相談	大船渡市役所本庁地階大会議室
	13:00~16:00		

